

令和3年9月29日

福生市における新型コロナウイルス感染症対策について

～緊急事態適用期間の解除を受けて

福生市新型インフルエンザ等対策本部長

福生市長 加藤 育 男

国の「緊急事態宣言」の期間が令和3年9月30日（以下「期日」という。）をもって解除されることに伴い、東京都の対応を踏まえ、福生市の新型コロナウイルス感染症対策については、次の表のとおりとする。

区 分	対 応
時間外開庁（市役所及び保健センター）	期日後は、通常どおりの対応とする。
公共施設	令和3年10月1日から同月24日までの間（以下「リバウンド防止措置期間」という。） は、市内公共施設の対応は、 別紙 のとおりとし、感染症対策に努めるものとする。 （閉館時刻の緩和）
学校（小・中学校）	期日後は、福生市立学校版新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン～「学校の新しい生活様式」～（令和3年4月26日版）に基づき、感染防止対策を万全に行ったうえで、通常の教育活動を行うものとする。
保育園	期日後は、感染防止対策を万全に行ったうえで、通常どおりの対応とする。
学童クラブ	期日後は、感染防止対策を万全に行ったうえで、通常どおりの対応とする。
ふっさっ子の広場	学校の対応に準ずるものとする。
イベント等	新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針（令和2年2月26日決定）、国や東京都が示すガイドライン等に基づき、開催制限等について判断するものとする。
市職員の体制	リバウンド防止措置期間中は、可能なかぎり、「交代制在宅勤務」及び「時差出勤」を実施するものとする。
会議	リバウンド防止措置期間中は、書面開催又は延期などの感染拡大防止措置を図り、特に必要な場合は、十分な感染症対策を講じ、必要最低限の範囲で実施するものとする。
出張等	リバウンド防止措置期間中は、自粛又は電話、メール等による対応を図り、特に必要な場合は、十分な感染症対策を講じ、必要最低限の範囲で行動するものとする。

なお、上記表に定めるほか、必要と認める場合は、本部長の判断により、感染拡大防止に資する対応を追加等し、又は同表の内容の変更等を行うものとする。

各施設の対応

別紙

施設区分	施設名	対応	備考
屋内体育施設	中央体育館	開館時間の短縮 施設の閉館時刻について、午後 10 時とあるのを午後 9 時とする。	
	熊川地域体育館	開館時間の短縮 施設の閉館時刻について、午後 10 時とあるのを午後 9 時とする。	
	福生地域体育館	令和 3 年 3 月 16 日から当分の間、新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用するため、一般の利用は不可	新型コロナウイルスワクチン集団接種会場
市民会館・公民館	市民会館	開館時間の短縮 施設の閉館時刻について、午後 10 時とあるのを午後 9 時とする。	
	公民館 松林分館 白梅分館	開館時間の短縮 施設の閉館時刻について、午後 10 時とあるのを午後 9 時とする。	
地域会館	わかざり会館 わかたけ会館 扶桑会館 かえで会館 田園会館 さくら会館 松林会館 白梅会館 福東会館	開館時間の短縮 施設の閉館時刻について、午後 10 時とあるのを午後 9 時とする。	
児童館	熊川児童館 田園児童館 武蔵野台児童館	通常どおり	
その他の施設	輝き市民サポートセンター	開館時間の短縮 施設の閉館時刻について、午後 10 時とあるのを午後 9 時とする。	
	プチギャラリー	通常どおり	
	福庵	開館時間の短縮 施設の閉館時刻については、午後 10 時とあるのを午後 4 時 30 分とする。	
	旧ヤマジュウ田村家住宅	通常どおり	
	ふれあいひろば	通常どおり ※人数制限あり	
	子育て地域活動室	通常どおり	
	郷土資料室	通常どおり	
	防災食育センター	施設見学の休止	

施設区分	施設名	対応	備考
	福祉センター	開館時間の短縮 施設の閉館時刻について、午後 10 時とあるのを午後 9 時とする。 ※月曜日の閉館時刻は、通常どおり午後 5 時 15 分とする。 ※老人福祉センターの入浴関連施設は制限あり	
	まちなかおもてなしステーションくるみるふっさ	通常どおり	
	リサイクルセンター	施設見学の休止	
図書館	中央図書館 武蔵野台図書館 わかぎり図書館 わかたけ図書館	通常どおり	
学校開放	小・中学校	開放時間の短縮 開放終了時刻については、午後 9 時 30 分とあるのを午後 9 時とする。 ※校舎の開放はしない。	
屋外体育施設	福生野球場 ネッツ多摩 S & D フィールド（市営競技場）※ 武蔵野台テニスコート	開場時間の短縮 閉場時間については、午後 9 時 30 分とあるのを午後 9 時とする。	※競技場のほか、テニスコート及び会議室を含む。
	加美平野球場 グラウンド テニスコート（上記以外） 市営プール	通常どおり	
公園	多摩川中央公園及び福生南公園のバーベキュー施設	施設使用の休止	飲食に係る施設のため
	武蔵野台東公園	令和 3 年 6 月 21 日から当分の間、新型コロナウイルスワクチン接種会場の駐車場として使用するため、一般の公園使用は不可	新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の駐車場
	その他公園施設	大人数での飲食行為を禁止	福生市都市公園条例第 6 条

※各施設において、感染予防・感染拡大防止に資する対策について、万全を期すものとする。